
四日市市

景観計画

基準解説書

四日市市



[はじめに]

四日市市では、ゆとり、潤い、美しさに配慮した魅力ある本市の景観形成を目指し、景観に対する取り組みを進めていくため、「四日市市景観計画」を策定しました。

この四日市市景観計画基準解説書は、本市の良好な景観まちづくりを推進するために必要となる建築物や工作物、開発行為、土石の採取又は鉱物の掘採、土地の形質の変更等の景観形成基準（ルール）等を解説したものです。これに基づき住民や事業者、行政と連携・協力しながら、良好な景観形成を適切に誘導していきます。

[全体の目次]

本解説書の構成

第Ⅰ編 基準編

■四日市市景観計画 景観-1～13

■景観形成基準解説書 解説-1～45

第Ⅱ編 手続き編

■届出に関する手引き 手続-1～9

■付属資料：届出様式 様式-1～21

本解説書の構成

第Ⅰ編 基準編

■四日市市景観計画

景観法に基づき、平成20年2月22日に定められた、四日市市において景観に対する取り組みを進めていくための基本計画です。

第1章 景観計画の策定目的

第2章 景観計画区域

第3章 良好な景観の形成に関する方針

第4章 行為の制限に関する事項

1. 建築物の建築等
2. 工作物の建設等
- 色彩に関する基準
3. 土石の採取又は鉱物の掘採
4. 開発行為・土地の形質の変更
5. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

第6章 計画の推進に向けて

■景観形成基準解説書

景観計画の「第3章 良好な景観の形成に関する方針」ならびに「第4章 行為の制限に関する事項」にかかわる景観形成基準について、解説を行うとともに、事例を提示した解説書です。

第1章 基本的な事項について

第2章 建築物に関する景観形成の基準

第3章 工作物に関する景観形成の基準

第4章 色彩に関する基準

第5章 その他行為に関する景観形成の基準

1. 土石の採取又は鉱物の掘採に関する景観形成の基準
2. 開発行為・土地の形質の変更
3. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

第Ⅱ編 手続き編

■届出に関する手続き

景観法、景観条例及び景観計画に基づき、届出の対象となる行為と規模、届出の手続きなどについて解説したものです

景観法及び四日市市景観条例に基づく手続きについて

1. 届出対象行為
2. 景観形成基準
3. 届出の手続き

解説：届出の対象となる行為について

1. 対象となる建築物について
2. 対象となる工作物について
3. その他の対象となる行為について

■付属資料：届出様式

景観法、景観条例及び景観計画に基づいて届出が必要な場合の手続きにおいて必要な様式集とチェックシートです。

届出様式

景観チェックシート

委任状